

新潟市廃棄物処理施設附属施設 指定管理者募集要項

令和2年7月

新潟市環境部循環社会推進課

【 目 次 】

1	施設の概要.....	1
2	施設管理に関する条例等.....	2
3	業務内容（詳細は業務仕様書参照）.....	2
4	指定予定期間.....	2
5	指定管理料（委託料）の取扱い.....	2
6	自主事業の取扱い.....	3
7	申請資格.....	3
8	申請書類.....	4
9	評価項目（選定基準）.....	5
10	説明会から指定管理者決定までの流れ.....	6
11	選定方法.....	7
12	協定の締結.....	7
13	賠償責任と保険加入.....	8
14	リスクへの対応.....	8
15	災害発生時の対応.....	8
16	モニタリング.....	8
17	遵守すべき関係法令等.....	9
18	再委託先の労働条件の把握.....	9
19	業務引継ぎ.....	9
20	その他.....	10
21	注意事項.....	10

様式集

現地説明会参加申込書	様式 1
募集に関する質問書	様式 2
指定申請時における提出書類一覧表	別紙
指定管理者指定申請書	様式 3
グループ構成員表	様式 3-2
事業計画書	様式 4 ア～ク
提案価格及び収支計画書	様式 5
管理体制表	様式 6
グループ応募における各団体の役割、責任分担に関する事項	様式 7
団体の概要	様式 8
宣誓書	様式 9

参考資料

- 資料 1 新潟市廃棄物処理施設附属施設条例
- 資料 2 新潟市廃棄物処理施設附属施設条例施行規則
- 資料 3 新潟市亀田清掃センター附属施設資料（年度別利用実績表、年度別決算額等、敷地平面図、建物平面図、附属休憩所パンフレット）
- 資料 4 新潟市舞平清掃センター附属施設資料（年度別利用実績表、年度別決算額等、敷地平面図、建物平面図、附属休憩所パンフレット）

新潟市廃棄物処理施設附属施設指定管理者募集要項

新潟市は、新潟市廃棄物処理施設附属施設を効果的かつ効率的に管理運営するため、平成20年度から「指定管理者制度」を導入しています。

今年度で5年間の指定期間が終了することから、令和3年度からの指定管理者を募集します。

- (募集施設) ①新潟市亀田清掃センター附属休憩所 (以下「亀田休憩所」という。) 及び
新潟市亀田清掃センター附属運動公園 (以下「亀田運動公園」という。)
②舞平清掃センター附属休憩所 (以下「舞平休憩所」という。)
①と②を各々で募集します。

1 施設の概要

【亀田休憩所 「愛称：田舟の里」】

所在地	新潟市江南区亀田 1835 番地 1
敷地面積	2,200 m ²
施設規模	構造 鉄筋コンクリート造平屋建 延床面積 808 m ²
建築年	平成 15 年 12 月
施設内容	休憩室 (85 畳)、多目的ホール (85 m ²)、浴室 (ジェットバス機能) × 2、更衣室 × 2、ロビー、事務室、駐車場約 60 台

【亀田運動公園】

所在地	新潟市江南区亀田 1835 番地 1
敷地面積	27,100 m ²
施設規模	運動広場 (一面) 11,403 m ²
建築年	平成 12 年 3 月
施設内容	運動広場 (軟式野球場・サッカー場兼用)、芝生広場、用具室、ランニングコース (一周約 450m)、トイレ、遊具、駐車場約 30 台 (亀田一般廃棄物処理場用地)

【舞平休憩所】

所在地	新潟市江南区平賀 161 番地 1
敷地面積	12,592 m ²
施設規模	構造 鉄骨造平屋建 延床面積 780 m ²
建築年	平成 15 年 12 月
施設内容	休憩室 (21+18 畳)、多目的ホール (241 m ²)、浴室 × 2、更衣室 × 2、ロビー、事務室、芝生広場、駐車場約 40 台

*詳細は、業務仕様書を参照してください。

2 施設管理に関する条例等

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例（以下「条例」という。）

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例施行規則

3 業務内容（詳細は業務仕様書参照）

条例第 17 条に基づき次の業務を行うこととします。

- (1) 附属施設の利用の許可に関する業務
- (2) 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務
- (3) 条例第 13 条の規定による退去等の命令に関する業務
- (4) 附属施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) その他附属施設の管理上、市長が必要と認める業務

4 指定予定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

ただし、亀田休憩所及び亀田運動公園においては、亀田清掃センター新焼却施設建設工事の進捗によって、指定管理期間が変更となる可能性があります。

5 指定管理料（委託料）の取扱い

指定管理者は、市が支払う当該施設の運営管理事業に要する経費のほか、指定管理者自らが企画・実施する事業（自主事業）の収入を自らの収入とすることができます。

(1) 指定管理料

指定期間の指定管理料（消費税及び地方消費税含む）の上限は、

①亀田休憩所及び亀田運動公園においては、**138,720,000 円**とします。

②舞平休憩所においては、**62,660,000 円**とします。

※この上限額を上回る提案額が提出された場合は、失格となります。

(2) 経費の支払い

会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごとに支払います。なお、支払い時期や方法は協定で定めます。

(3) 管理口座

経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

(4) 市が支払う経費に含まれるもの

- ①人件費（退職給与引当金含む）
- ②管理費（光熱水費、保守管理費、修繕費等）
- ③事務費（消耗品費、印刷製本費、通信費等）

(5) 指定管理業務会計の収入として見込まれるもの

- ①指定管理料
- ②指定管理者独自の申請による補助金・助成金、その他の外部資金

6 自主事業の取扱い

指定管理者は、指定管理業務の範囲外で指定管理者の責任及び費用負担で当該施設を活用し自主事業を実施することができます。

自主事業に係る収支は指定管理者に帰属するため、指定管理業務とは経理を分けて管理し、実施状況及び収支結果は市へ報告してください。

なお、自動販売機を設置する場合は、電気量専用子メーターの設置を義務付け電気料相当分並びに行政財産使用料を市に納入するものとします。併せて、自動販売機の売上の一部についても指定管理料の縮減に寄与させるものとします。

7 申請資格

応募者は、新潟市内に事業所を有する法人その他の団体とし、個人での応募は受け付けません。また、次の事項に該当する者は、応募することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、一般競争入札等の参加を制限されているもの
- (2) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定により、過去に本市又は他の地方自治体から指定を取り消されてから 5 年を経過しないもの
- (3) 最近 1 年間の国、新潟県、新潟市に納めるべき税金等を滞納しているもの
- (4) 本業務を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有していないもの
- (5) 指定管理者申請者評価会議の委員が、当該団体の役員等をしているもの
- (6) 地方自治法第 92 条の 2（議員の兼業禁止）、第 142 条（長の兼業禁止）、第 166 条（副市長の兼業禁止）及び第 180 条の 5（委員会の委員及び委員の兼業禁止）の規定に該当するもの
- (7) 団体及びその役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が、暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの
- (8) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- (9) 役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

グループ（共同事業体）での応募について

- (1) グループで応募する場合は、グループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めてください。
- (2) グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することはできません。

- (3) 複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできません。
- (4) 代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めません。
- (5) 本市及び利用者等に対する責任については、グループの全ての参加団体が負います。

8 申請書類

申請書類は、下記(1)～(19)を可能な限りA4版で統一し、14部（原本1部、コピー13部）を提出してください。

- (1) 指定管理者指定申請時における書類提出一覧表（別紙）
- (2) 指定管理者指定申請書（様式3）
- (3) グループ構成員表（様式3-2）
- (4) 事業計画書（様式4）
- (5) 提案価格および収支計画書（様式5）
- (6) (4)の事業計画書及び(5)の収支計画書の概要版
※各々の書類の概要版を公表できる内容で作成してください。傍聴者への配布や、議会での説明用資料等に使用します。後日、データを提出していただきます。
- (7) 管理体制表（様式6）
- (8) グループ応募における団体の役割、責任分担に関する事項（様式7）
【※共同事業体の申請がある場合】
- (9) 団体の概要（様式8）
- (10) 宣誓書（様式9）
- (11) 定款、寄附行為、規約等（法人以外の団体にあつては、これらに類する書類）
- (12) 登記事項証明書（法人の場合）
- (13) 役員の名簿及び代表者の履歴書（提出された名簿は、暴力団排除の観点から新潟県警察本部へ照会します。）
- (14) 団体等の設立趣旨、概要がわかる書類（パンフレット等）
- (15) 当該団体の事業計画書、収支予算書（指定申請書提出日の属する事業年度のもの）
- (16) 当該団体の事業報告書、収支決算書（貸借対照表、損益計算書等で指定申請書提出日の属する事業年度の前事業年度のもの）
- (17) 国、新潟県、新潟市へ納めるべき税等の納付済を証明する書類
※新潟市の市税に未納がない旨の証明は「市入札用」を取得してください。
- (18) 公開プレゼンテーション用資料
※後日、データを提出していただきます。
- (19) 共同事業体協定書、代表団体への委任状
【※共同事業体の申請がある場合】

9 評価項目（選定基準）

審査における評価項目と配点は次のとおりです。

評価項目		審査基準	配点	評価対象書類	
法人等の評価	①	施設の管理運営方針	施設の設置目的を理解し、魅力ある施設運営を目指すための管理運営が適正かつ的確に行われ、利用者へのサービス提供、地域への貢献、そのほかこの業務に関わる独自性があるか。	20点	様式4-ア
	②	申請者の実績及び経営状況	同様施設（温浴施設等）の経営に携わった実績があるか。また、経営理念・経営方針が公の施設の管理運営にふさわしい内容であり、施設運営を安定かつ継続的に行える能力及び財務体質を有しているか。	10点	様式8
	③	社会貢献活動の実績及びワーク・ライフ・バランスを推進する取り組み	障がい者雇用や地域活動への参加など社会貢献活動への取り組み、環境保護（ごみ減量化、リサイクル、省エネ等）への取り組み、男女が共に働きやすい職場環境づくりや女性の登用などワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みがあるか。	10点	様式4-イ
施設管理の評価	④	管理体制及び職員資質の向上	施設の管理運営に必要な人材、人数が適正に見込まれているか。 労働関係法令等に抵触することのない雇用・労働条件となっているか。 施設の運営に適した人材育成が行われ、職員の資質向上に向けた体制が整っているか。併せて関係法令の遵守などに関する研修が計画的に行われるか。	10点	様式6
	⑤	衛生管理の徹底及び施設の維持管理	施設内の衛生管理及び浴室等のレジオネラ属菌対策等を適切に行えるか。 施設の現状を踏まえ、屋外施設も含め継続的な維持管理が行えるか。	20点	様式4-ウ
	⑥	稼働率アップへの取り組みとサービス向上(屋内施設)	屋内施設の利用促進及び利用者へのサービス向上に対する具体的な提案（自主事業の提案を含む。）がされているか。また、自主事業の提案がされた場合は、自主事業収入の一部が施設の管理運営費に充当され、市の歳出削減につながる見込みがあるか。	10点	様式4-エ
	⑦	稼働率アップへの取り組みとサービス向上(屋外施設)	屋外施設の利用促進及び利用者へのサービス向上に対する具体的な提案（自主事業の提案を含む。）がされているか。また、自主事業の提案がされた場合は、自主事業収入の一部が施設の管理運営費に充当され、市の歳出削減につながる見込みがあるか。	10点	様式4-オ

	⑧	災害、事故等の予防及び緊急時の対応	遊具等付帯設備・備品類の安全点検及び災害・事故等の緊急時に備えた各種訓練を定期的に行えるか。 そのほか事故等の予防対策、マニュアルが整備されているか。 また、緊急時に対応する体制が整えられているか。	20点	様式4-カ
	⑨	要望や苦情に対する対応	施設に対する要望の聴取方法が具体的に提案されているか。また、苦情等への対応を適切に行い、信頼性向上に取り組めるか。	10点	様式4-キ
管理経費の評価	⑩	各費目の設定内容の妥当性	事業計画に沿った内容で、施設の管理運営に係る経費が適正に見込まれているか。	10点	様式5
	⑪	管理経費削減の具体的な取り組み	管理経費削減の取り組みが具体的に提案されているか。特に修繕費を抑制するための取り組みや、適正な見積り方法について具体的な提案があるか。	10点	様式4-ク
合 計				140点	

*委員一人当たりの持ち点 140点

10 説明会から指定管理者決定までの流れ

(1) 現地説明会（募集説明会）の開催

募集要項、業務仕様書についての説明会を開催します。参加者は1団体につき2人以内とし、「現地説明会参加申込書（様式1）」にて令和2年7月30日（木）午後5時までに電子メールでお申込みください。

なお、説明会への参加は応募の要件ではありません。

【亀田休憩所及び亀田運動公園】

①日時 令和2年8月3日（月）午前10時～2時間程度

②場所 亀田清掃センター附属休憩所 休憩室（新潟市江南区亀田1835-1）

【舞平休憩所】

①日時 令和2年8月3日（月）午後2時～2時間程度

②場所 舞平清掃センター附属休憩所 休憩室（新潟市江南区平賀161-1）

【申込先】 新潟市環境部循環社会推進課 管理グループ

e-mail: junsui@city.niigata.lg.jp

注) 現地説明会に参加される方は、市ホームページに掲載の募集要項等をお持ちください。

(2) 募集要項等に関する質問の受付

受付期限：令和2年8月12日（水）午後5時まで

受付方法：募集に関する質問書（様式2）を電子メールで送付してください。

(3) 募集要項等に関する質問の回答

募集要項に関する質問の回答について、8月24日（月）以降に市ホームページで公表します。

(4) 提案書の受付

提出期限：令和2年9月18日（金）午後5時まで

提出方法：新潟市環境部循環社会推進課へ持参してください。

（原本1部、コピー13部）

新潟市中央区白山浦1丁目425番地9 白山浦庁舎1号棟3階

(5) 評価会議の開催

①申請者によるプレゼンテーション

②評価委員による意見交換及び評価項目に対する採点

※プレゼンテーションではプロジェクターを使用できます。

※開催日時及び開催場所は、後日、申請書類を提出した応募者に連絡します。

※会議は原則公開とします。

申し出た内容により、非公開とする場合もあります。非公開を希望する場合は、申請時まで申し出てください。

(6) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、申請書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

また、選定の経過及び結果は、指定管理者候補者として選定した後、市ホームページへの掲載等により公表します。

(7) 指定管理者の指定

議会の議決後、指定管理者として指定します。

(8) 指定管理者との協定締結

市と指定管理者との間で協定を締結します。

1.1 選定方法

(1) 応募書類の確認

応募者から提出された申請書類について、市で確認します。

(2) 選定方法

外部の有識者による評価会議を開催し、公開プレゼンテーションを実施します。

プレゼンテーション終了後、評価会議において「9評価項目（選定基準）」で示した項目に基づき評価します。

評価会議による評価及び意見聴取を基に、市として指定管理者の候補者を選定します。

1.2 協定の締結

(1) 基本的な考え方

議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するとともに協定を締結します。

なお、協定書の発効は令和3年4月1日とします。

(2) 協定内容

【基本協定】

- ・目的
- ・管理の基本方針
- ・用語の定義
- ・対象施設
- ・指定期間及び事業年度（又は協定期間）
- ・管理業務の範囲

- ・市が行う業務の範囲
- ・管理業務の実施
- ・再委託の禁止
- ・権利譲渡の禁止
- ・管理施設の改修等
- ・緊急時の対応
- ・情報管理
- ・情報公開
- ・事業計画書
- ・事業遂行の記録
- ・利用者アンケート
- ・事業報告書
- ・業務実施状況の確認
- ・業務の改善勧告
- ・指定の取り消し
- ・指定管理料の支払い
- ・使用料等の取り扱い
- ・印鑑の届出、徴収事務委託証の提示
- ・損害賠償等
- ・第三者への賠償
- ・保険
- ・リスク分担
- ・不可抗力発生時の対応等
- ・公の施設の災害時の利用
- ・暴力団等の排除
- ・障がい等を理由とする差別の禁止
- ・業務の引継ぎ等
- ・原状復帰義務
- ・備品
- ・消耗品
- ・備品等の扱い
- ・協定の変更
- ・本業務の範囲外の業務
- ・解釈（協定書の解釈に関する規定）
- ・疑義についての協議（一般的な規定として、疑義について規定）
- ・裁判管轄

【年度協定】

- ・目的（協定の目的を明記）
- ・令和〇〇年度の業務内容
- ・令和〇〇年度の指定管理料
- ・支払いの留保
- ・支払いの特例
- ・疑義等の決定（規定以外の事項については、基本協定の規定による。）

1 3 賠償責任と保険加入

指定管理者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、指定管理者に損害賠償義務が生じることから、原則として指定管理者は、施設利用者等の身体・財物に対する損害賠償責任保険へ加入してください。

1 4 リスクへの対応

指定期間内における主なリスク負担については、業務仕様書で示す負担区分によるものとし、それ以外のリスク負担については、別途協議を行い決定します。

1 5 災害発生時の対応

施設において、緊急事態が発生した場合は、利用者及び近隣住民の安全確保を最優先とし、被害、損害を最小限に抑えるため、事前に危機管理マニュアルを作成し、日常的に避難誘導訓練等の対応を行ってください。

また、公の施設は災害発生時において、避難所やボランティア活動拠点、物資集配拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されるため、開設準備等の初動対応も含め対応を求める可能性があります。なお、避難所等の開設に伴う費用負担は、別途協議します。

1 6 モニタリング

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、事業報告（月次、年間等）を作成し、市に提出します。書式は、市と

指定管理者で協議の上、定めるものとします。

(2) アンケート等の実施

指定管理者は、施設利用者の利便性の向上等を図る観点から、アンケート等により、施設利用者の意見、苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について市に報告するものとします。

(3) 市が行うモニタリングに関する事項（目標管理型評価書等）

市は、指定期間中の業務内容、成果を把握し、市民サービスの向上に努めるため、指定管理業務について、目標管理型評価書によるモニタリングを行います。評価項目・評価指標は、業務仕様書のとおりですが、指定後、協議により、毎年度の評価項目と評価指標を協定締結の際に定めます。

なお、業務遂行状況の確認と評価の実施後、指定管理者の業務が業務仕様書等に定められた基準を満たしていないと判断した場合、市は指定管理者が必要な改善措置を講じるよう、通知や是正勧告を行います。それでも改善が見られない場合、指定を取り消すことがあります。また、雇用・労働条件については、従事者の労働意欲に影響を与え、市民サービスの低下につながる事も懸念されることから、労働実態調査を実施し、実態を把握します。

指定管理者は適正な労働環境が維持できるよう努めるものとします。

17 遵守すべき関係法令等

指定管理者は、休憩所等の管理運営を行うにあたり、次の関係法令・条例等を遵守し、業務を遂行する必要があります。

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）
- (5) 新潟市個人情報保護条例（平成 13 年新潟市条例第 4 号）
- (6) 新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（平成 27 年新潟市条例第 49 号）
- (7) その他の関係法令（施設の安全確保、衛生の保持のための各種規制法令等）

18 再委託先の労働条件の把握

指定管理業務を市の承認を得て第三者に再委託する場合は、再委託先から従事者配置計画や賃金支払い予定額を提出してもらい、再委託先においても労働や雇用条件が適切なものとなるよう確認してください。

19 業務引継ぎ

現指定期間の終了の日までに、現指定管理者が作成する業務引継書等により業務の引継ぎを行います。引継ぎに際しては、市が立ち会い、引継ぎの完了を示す書面を取り交わします。引継日は、市が現指定管理者と調整し別途連絡します。

なお、指定期間終了時には、次期指定管理者に対して、円滑かつ支障なく、施設の業務を遂行できるよう、同様に業務の引継ぎを行うものとします。

20 その他

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとします。

21 注意事項

- (1) 応募者は、申請書の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- (2) 応募に関して必要となる一切の費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容を変更することはできません。(軽微なものを除く。)
- (4) 応募者は、評価会議の委員、本市職員及び本件関係者に対して、本件応募についての接触を禁じます。
- (5) 応募者一団体につき、提案は一案とします。
- (6) 応募書類は、理由がどのようなものであっても返却しません。
- (7) 応募書類は、情報公開請求対象文書となります。
- (8) 市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがあります。
- (9) 応募者の提出する書類の著作権は、応募者に帰属します。本市は応募者の提出書類の全部又は一部を無償使用できるものとします。
- (10) 応募書類の内容については、必要に応じ関係機関へ照会する場合があります。
- (11) 選定結果の公表に際して、応募者名及び採点結果を公表します。
- (12) 書類提出後に応募を辞退する場合は、指定管理者応募辞退届を提出してください。

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

(あて先) 新潟市長

(申込者) 所在地
団体名
代表者氏名

(担当者) 担当部署
担当者氏名
連絡先 電話
FAX
Eメール

令和2年8月3日(月)開催の新潟市廃棄物処理施設附属施設指定管理者現地説明会の参加について、次のとおり申込みます。

新潟市亀田清掃センター附属休憩所及び運動公園	
新潟市舞平清掃センター附属休憩所	

※参加希望施設に○を付けてください。

1 参加者

氏名	担当部署	役職

※ 申込締切は、令和2年7月30日(木)午後5時まで。電子メールで申込み。

申込先：新潟市環境部循環社会推進課管理グループ junsui@city.niigata.lg.jp

※ 現地説明会は、新潟市亀田清掃センター附属休憩所及び運動公園は午前10時から、新潟市舞平清掃センター附属休憩所は午後2時から行う予定です。

※ 参加者は、2人以内でお願いします。

※ 動きやすい服装でご参加ください。

(様式2)

募集に関する質問書

令和 年 月 日

(あて先) 新潟市長

所在地
団体名
担当者氏名
連絡先 電話
F A X
Eメール

新潟市廃棄物処理施設附属施設指定管理者募集について、次のとおり質問事項を提出します。

質問項目	募集要項	頁・項目
	業務仕様書(亀田・舞平)	頁・項目
質問の内容		
質問項目	募集要項	頁・項目
	業務仕様書(亀田・舞平)	頁・項目
質問の内容		

※受付期間 令和2年8月12日(水)午後5時まで。

指定申請時における提出書類一覧表

様式	項目	提出の有・無
様式3	新潟市廃棄物処理施設附属施設(〇〇清掃センター附属休憩所〇〇〇) 指定管理者指定申請書	
様式3-2	グループ構成員表(グループ応募の場合)	
様式4	事業計画書 ア 施設の管理運営方針 イ 社会貢献活動の実績及びワーク・ライフ・バランスを推進する取り組み ウ 衛生管理の徹底及び施設の維持管理 エ 稼働率アップへの取り組みとサービス向上(屋内施設) オ 稼働率アップへの取り組みとサービス向上(屋外施設) カ 災害、事故等の予防及び緊急時の対応 キ 要望や苦情に対する対応 ク 管理経費削減の具体的な取り組み	
様式5	提案価格及び収支計画書	
様式6	管理体制表	
様式7	グループ応募における各団体の役割、責任分担に関する事項(グループ応募の場合)	
様式8	団体の概要	
様式9	宣誓書	
添付書類	定款、寄附行為、規約等(法人以外の団体にあつては、これらに類する書類)	
	登記事項証明書(法人の場合)	
	役員名簿及び代表者の履歴書	
	団体等の設立趣旨、概要がわかる書類(パンフレット等)	
	当該団体の事業計画書、収支予算書(指定申請書提出日の属する事業年度のもの)	
	当該団体の事業報告書、収支決算書(貸借対照表、損益計算書等で指定申請書提出日の属する事業年度の前事業年度のもの)	
	国、新潟県、新潟市へ納めるべき税等の納付済みを証明する書類	
	公開プレゼンテーション用資料	
	事業計画書及び収支計画書の概要版(議会説明資料)	
	共同企業体協定書、代表団体への委任状(グループ応募の場合)	

(様式3)

新潟市廃棄物処理施設附属施設

(〇〇清掃センター附属休憩所〇〇〇)

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

(あて先) 新潟市長

申請者 所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

新潟市廃棄物処理施設附属施設(〇〇清掃センター附属休憩所〇〇〇)の指定管理者の募集について、関係書類を添えて申請します。

グループ構成員表

グループ名

(代表となる団体)

所在地
団体名
代表者氏名

印

(構成員)

所在地
団体名
代表者氏名
連絡先

印

(構成員)

所在地
団体名
代表者氏名
連絡先

印

事業計画書

(申請者) 団体名

ア 施設の管理運営方針

施設の設置目的を理解し、魅力ある施設運営を目指すための管理運営が適正かつ的確に行われ、利用者へのサービス提供、地域への貢献、そのほかこの業務に関わる独自性があるか。 について記載してください。

※ 欄が不足する場合には、適宜欄を広げて作成してください。

イ 社会貢献活動の実績及びワーク・ライフ・バランスを推進する取り組み

障がい者雇用や地域活動への参加など社会貢献活動への取り組み、環境保護（ごみ減量化、リサイクル、省エネ等）への取り組み、男女が共に働きやすい職場環境づくりや女性の登用などワーク・ライフ・バランスを推進する取り組みがあるか。 について記載してください。

※ 欄が不足する場合には、適宜欄を広げて作成してください。

ウ 衛生管理の徹底及び施設の維持管理

施設内の衛生管理及び浴室等のレジオネラ属菌対策等を適切に行えるか。

施設の現状を踏まえ、屋外施設も含め継続的な維持管理が行えるか。 について記載してください。

※ 欄が不足する場合には、適宜欄を広げて作成してください。

エ 稼働率アップへの取り組みとサービス向上（屋内施設）

屋内施設の利用促進及び利用者へのサービス向上に対する具体的な提案（自主事業の提案を含む。）がされているか。また、自主事業の提案がされた場合は、自主事業収入の一部が施設の管理運営費に充当され、市の歳出削減につながる見込みがあるか。 について記載してください。

※ 欄が不足する場合には、適宜欄を広げて作成してください。

オ 稼働率アップへの取り組みとサービス向上（屋外施設）

屋外施設の利用促進及び利用者へのサービス向上に対する具体的な提案（自主事業の提案を含む。）がされているか。また、自主事業の提案がされた場合は、自主事業収入の一部が施設の管理運営費に充当され、市の歳出削減につながる見込みがあるか。 について記載してください。

※ 欄が不足する場合には、適宜欄を広げて作成してください。

カ 災害、事故等の予防及び緊急時の対応

遊具等付帯設備・備品類の安全点検及び災害・事故等の緊急時に備えた各種訓練を定期的に行えるか。

そのほか事故等の予防策、マニュアルが整備されているか。また、緊急時に対応する体制が整えられているか。 について記載してください。

※ 欄が不足する場合には、適宜欄を広げて作成してください。

キ 要望や苦情に対する対応

施設に対する要望の聴取方法が具体的に提案されているか。また、苦情等への対応を適切に行い、信頼性向上に取り組めるか。 について記載してください。

※ 欄が不足する場合には、適宜欄を広げて作成してください。

ク 管理経費削減の具体的な取り組み

管理費削減の取り組みが具体的に提案されているか。

特に修繕費を抑制するための取り組みや、適正な見積り方法について具体的な提案があるか。 について記載してください。

※ 欄が不足する場合には、適宜欄を広げて作成してください。

提案価格及び収支計画書

(収入)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
利用者推計(人) A (大人のみ)						
使用料推計(千円) B A×(亀田 200 円または舞平 100 円) 1000 円未満切捨						
多目的ホール推計(時間) C						
使用料推計(千円) D C×500 円 1000 円未満切捨						
収入 計 B+D						

(支出)

(単位: 千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	備考
支出項目	人件費					
	管理費					
	事務費					
	支出 合計					
△自主事業充当額						
指定管理料						

- ※ 別紙資料(年度別決算額等)の項目を参考にし、必要に応じ支出項目を作成してください。
- ※ 令和3年度から令和7年度における各年度の収支予算を主な収入支出項目に区分して記入してください(自主事業費は含まない)。
- ※ 消費税及び地方消費税を含んだ額を記入してください。
- ※ 自主事業充当額とは、自動販売機売り上げ等の自主事業収入の一部を指定管理料縮減のため、当該施設の維持管理費に繰入れるもの。(指定管理料=支出合計-自主事業充当額)
- ※ 欄が不足する場合には、適宜欄を追加して作成してください。

(研修計画表)

--

(関係法令遵守への取り組み)

--

- ※ 雇用形態欄には、正・臨時職員の別を記載してください。
- ※ 雇用者の確保方策欄には、申請者が既に雇用している者（雇用済）又は今後雇用を予定する者（予定）の別を記入してください。
- ※ 備考欄には、その者の勤務体制（勤務時間・休日設定）を記入してください。
- ※ 欄が不足する場合には、適宜欄を広げて作成してください。

(様式7)

グループ応募における各団体の役割、責任分担に関する事項

※ 欄が不足する場合には、適宜欄を広げて作成してください。

団体の概要

団体の種別	財団法人 株式会社 その他の法人 () その他の団体 ()	社団法人 有限会社	NPO法人	
ふりがな 団体の名称				
団体の所在地				
主たる業務内容				
資本金又は基本 財産	千円		社員(職員)数 ※ 申請時	人
類似 業務 の 運 営 実 績	施設名称	面積 m ²	管理運営概要	管理期間
				~
				~
				~
				~
財政状況 (過去3年間に ついて記入して ください)	年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	総収入			
	総支出			
	当期損益			
	累積損益			
連絡担当者	(氏 名)	(所 属)		
	(電 話)	(F A X)		
	(メー ル)			

※「団体の種別」欄では、該当するものを○で囲み、その他の法人又はその他の団体については、()内に内容を記入してください。

※ 欄が不足する場合には、複数ページにして記入してください。

※ 会社概要等がある場合は、添付してください。

宣 誓 書

(あて先) 新潟市長

(申請者) 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

⑩

令和 年 月 日付けで提出した新潟市廃棄物処理施設附属施設(〇〇清掃センター附属休憩所〇〇〇)指定管理者の指定申請について、応募資格の欠格事項に該当しないことを宣誓します。

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例 (平成16年12月24日条例第66号)

最終改正:平成19年6月29日条例第60号

改正内容:平成19年6月29日条例第60号 [平成28年1月1日]

○新潟市廃棄物処理施設附属施設条例

平成16年12月24日条例第66号

改正

平成18年12月21日条例第71号

平成19年6月29日条例第60号

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例

(趣旨)

第1条 この条例は、新潟市廃棄物処理施設附属施設（以下「附属施設」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 附属施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新潟市舞平清掃センター附属休憩所	新潟市江南区平賀161番地 1
新潟市亀田清掃センター附属休憩所	新潟市江南区亀田1835番地 1
新潟市亀田清掃センター附属運動公園	新潟市江南区亀田1835番地 1

(施設)

第3条 新潟市舞平清掃センター附属休憩所及び新潟市亀田清掃センター附属休憩所（以下「休憩所」という。）に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 休憩室
- (2) 浴場
- (3) 多目的ホール

2 新潟市亀田清掃センター附属運動公園に運動広場（以下「広場」という。）を置く。

(休憩所の休館日及び開館時間)

第3条の2 休憩所の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

区分	休館日	開館時間
新潟市舞平清掃センター附属休憩所	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日） (2) 休日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その直近の火曜日） (3) 12月29日から翌年1月3日まで	午前10時から 午後5時まで
新潟市亀田清掃センター附属休憩所	(1) 月曜日（その日が休日に当たる場合は、その翌日） (2) 休日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その直近の火曜日） (3) 12月29日から翌年1月6日まで	午前9時から 午後5時まで

(広場の供用日及び供用時間等)

第3条の3 広場の供用日は、4月1日から11月30日までとし、その供用時間は、午前9時から午後5時までとする。

ただし、市長が特に必要と認める場合は、臨時にこれを変更することができる。

2 広場の利用時間は、1回の利用につき2時間までとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

(使用料)

第4条 休憩所を利用するものは、別表に掲げる使用料を市長に支払わなければならない。

(使用料の徴収時期)

第4条の2 使用料は、休憩所を利用するものが休憩所に入館するときに徴収する。ただし、回数券による場合にあっては、これを発行するときに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認める場合は、別にその使用料の納付期日を定めることができる。

(使用料の免除)

第5条 市長は、特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の還付)

第6条 既納の使用料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(利用の許可)

第7条 多目的ホール又は広場（以下「多目的ホール等」という。）を専用利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(利用の制限)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、附属施設を利用させない。

- (1) 附属施設の利用の目的又は内容が、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
- (2) 附属施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められる場合
- (3) 感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に規定する感染症をいう。以下同じ。）にかかり、感染症がまん延するおそれがあると認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が附属施設の管理上支障があると認める場合

(利用の取止めの申出)

第9条 第7条の許可を受けたもの（以下「専用利用者」という。）は、多目的ホール等の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(許可外の利用の禁止)

第10条 専用利用者は、多目的ホール等をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させることができない。

(行為の制限)

第11条 附属施設を利用するもの（以下「利用者」という。）は、附属施設において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第2号に掲げる行為については、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 施設、設備、器具等を損傷し、又は亡失すること。
- (2) 物品の販売、金品の寄付募集等を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が附属施設の管理上支障があると認める行為をすること。

(許可の条件)

第12条 市長は、この条例の規定による許可に、附属施設の管理のため必要な範囲において条件を付けることができる。

(許可の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する利用者に対し、この条例の規定による許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは附属施設からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
- (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたもの

2 市長は、附属施設の管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者に対し前項に規定する処分を行うことができる。

(損害賠償)

第14条 利用者は、附属施設の施設、設備、器具等を損傷し、又は亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認められる場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 市長は、附属施設の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に附属施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第16条 附属施設の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、附属施設の指定管理者として指定するものとする。

- (1) 附属施設の平等利用が確保されること。
- (2) 附属施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 附属施設の利用の許可に関する業務
- (2) 使用料の納付期日の決定及び免除に関する業務
- (3) 第13条の規定による退去等の命令に関する業務
- (4) 附属施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

(5) その他附属施設の管理上、市長が必要と認める業務
(秘密を守る義務)

第18条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(個人情報の取扱い)

第19条 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年3月21日から施行する。

附 則 (平成18年条例第71号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年条例第60号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(新潟市亀田焼却場附属運動公園条例の廃止)

2 新潟市亀田焼却場附属運動公園条例(平成16年新潟市条例第65号)は、廃止する。

(準備行為)

3 指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

別表（第4条関係）

1 個人利用

区分	使用料
新潟市舞平清掃センター附属休憩所	大人 1人1回につき 100円（回数券11回分1,000円）
	小人 1人1回につき 50円（回数券11回分500円）
新潟市亀田清掃センター附属休憩所	大人 1人1回につき 200円（回数券11回分2,000円）
	小人 1人1回につき 100円（回数券11回分1,000円）
備考	
1 「大人」とは、中学生以上の者をいう。	
2 未就学児は、無料とする。	

2 専用利用

区分	使用料
多目的ホール	1時間につき 500円

注 専用利用する者が、浴場を利用する場合は、1の表に掲げる使用料を支払わなければならない。

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例施行規則 (平成17年 3月18日規則第75号)

最終改正:平成29年 3月22日規則第25号

改正内容:平成29年 3月22日規則第25号 [平成29年 4月 1日]

○新潟市廃棄物処理施設附属施設条例施行規則

平成17年 3月18日規則第75号

改正

平成19年 3月30日規則第142号
 平成19年 7月 9日規則第163号
 平成29年 3月22日規則第25号

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市廃棄物処理施設附属施設条例（平成16年新潟市条例第66号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付期日決定の申請等)

第2条 条例第4条の2第2項の規定により別に使用料の納付期日の決定を受けようとするものは、別記様式第1号による使用料納付期日決定申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により使用料納付期日決定申請書が提出された場合において、特別の理由があると認めるときは、別記様式第1号の2による使用料納付期日決定通知書により申請者に通知するものとする。

(使用料の免除)

第3条 条例第5条に規定する特別の理由があると認める場合とは、次の表の左欄に掲げる場合とし、それぞれ同表の右欄に定めるところにより、使用料を免除することができる。

	特別の理由	使用料を免除する額
1	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けた者又は療育手帳（知的障がい者の福祉の増進を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所をいう。）において知的障がい者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障がいの程度その他の事項の記載があるものをいう。以下同じ。）の交付を受けた者が利用する場合	使用料（個人利用に係るものに限る。）の全額
2	精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級1級をいう。）として記載されている者、身体障害者手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の欄に第1種身体障害者である旨が記載されている者又は療育手帳に旅客運賃の割引の区分として第1種知的障害者である旨が記載されている者が利用する場合で、その者1人につき1人の介助者	使用料（個人利用に係るものに限る。）の全額
3	市が主催する事業に利用する場合	全額
4	その他特に市長が必要と認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第5条の規定により使用料の免除を受けようとするものは、別記様式第1号の3による使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料免除申請書が提出された場合において、使用料の免除を決定したときは、別記様式第2号による使用料免除決定通知書により申請者に通知するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、第1項の表1の項又は2の項に該当する者は、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を提示して使用料の免除を受けることができる。

(使用料の還付)

第4条 条例第6条ただし書の規定による使用料の還付は、次の表の定めるところにより行うものとする。

還付する場合	還付する額
--------	-------

1	利用者がその責めに帰すことのできない理由によって新潟市舞平清掃センター附属休憩所又は新潟市亀田清掃センター附属休憩所を利用できなかった場合	使用料の額に相当する額
2	市長が特別の理由があると認める場合	その都度市長が定める額

2 条例第6条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、別記様式第3号による使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により使用料還付申請書が提出された場合において、使用料の還付を決定したときは、別記様式第4号による使用料還付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(専用利用の許可申請等)

第5条 条例第7条前段の規定により多目的ホール又は運動広場（以下「多目的ホール等」という。）の専用利用の許可を受けようとするものは、利用日の属する月の前月の初日から利用日までの期間内に、別記様式第5号による利用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 条例第7条後段の規定により多目的ホール等の専用利用の変更の許可を受けようとするものは、別記様式第6号による利用変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

(許可書の交付)

第6条 市長は、多目的ホール等の専用利用を許可する場合は、別記様式第7号による利用許可書を交付するものとする。

2 市長は、多目的ホール等の専用利用の変更を許可する場合は、別記様式第8号による利用変更許可書を交付するものとする。

(許可書の提示)

第7条 多目的ホール等の専用利用の許可（変更の許可を含む。）を受けたものは、多目的ホール等を利用しようとする場合は、その利用許可書（変更の許可を受けたものにあつては、利用変更許可書）を係員に提示しなければならない。

(届出)

第8条 新潟市廃棄物処理施設附属施設（以下「附属施設」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 多目的ホール等の利用を終了した場合
- (2) 施設、設備、器具等を損傷し、又は亡失した場合
- (3) 附属施設において災害その他事故が発生した場合

(原状回復)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。

- (1) 多目的ホール等の利用を終了した場合
- (2) 多目的ホール等の利用の許可を取り消された場合
- (3) 附属施設からの退去又は行為の中止を命ぜられた場合

(指定管理者の指定の申請)

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式第9号による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。

2 条例第16条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
- (2) 役員名簿
- (3) 経営状況に関する書類
- (4) 納税を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(徴収委託)

第11条 市長は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、私人に使用料の徴収事務を委託すること（以下「徴収委託」という。）ができる。

(徴収事務委託証)

第12条 市長は、前条の規定により徴収委託をした者（以下「受託者」という。）に別記様式第10号による使用料徴収事務委託証（以下「委託証」という。）を交付するものとする。

(徴収委託の告示及び公表)

第13条 市長は、第11条の規定により徴収委託をした場合は、その旨を新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して告示し、かつ、市公報への登載その他の方法により公表しなければならない。

(徴収した使用料の払込み)

第14条 受託者は、徴収した使用料を速やかに会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関に払い込まなければならない。

(徴収委託の解除)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、徴収委託を解除するものとする。

- (1) 受託者が不正な行為をした場合

- (2) 受託者が市長又は会計管理者の指示に従わなかった場合
 - (3) 受託者から徴収委託の解除の申出があった場合
 - (4) その他市長が徴収委託をすることが不相当であると認めた場合
- 2 前項の規定により徴収委託を解除された者は、直ちに市長に委託証を返納しなければならない。
- 3 第13条の規定は、第1項の規定により徴収委託を解除した場合に準用する。
(指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用)

第16条 条例第15条の規定により指定管理者に附属施設の管理を行わせる場合における第2条、第3条第2項及び第3項、第5条、第6条並びに第8条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第3項中「通知するものとする」とあるのは「通知するものとする。ただし、第1項の表4の項の規定を適用しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない」とする。
(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月21日から施行する。

附 則 (平成19年規則第142号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第163号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
(新潟市亀田焼却場附属運動公園条例施行規則の廃止)
- 2 新潟市亀田焼却場附属運動公園条例施行規則(平成17年新潟市規則第74号)は、廃止する。

附 則 (平成29年3月22日規則第25号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式第1号 (第2条関係)

別記様式第1号(第2条関係)

新潟市廃棄物処理施設附属施設使用料納付期日決定申請書

年 月 日

(あて先)

住所(団体にあつては所在地)

申請者 氏名(団体にあつては名称
及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり使用料の納付期日の決定を受けたいので申請します。

利用日時	年 月 日 曜日 時 分から
	年 月 日 曜日 時 分まで
使用料の額	円
希望納付日	年 月 日
納付期日の決定を必要とする理由	

注 太線の枠内だけ記入してください。

上記のとおり使用料の納付期日を決定してよろしいでしょうか。

処理欄	受理： 年 月 日
	起案： 年 月 日
	決裁： 年 月 日
	許可： 年 月 日

別記様式第1号の2 (第2条関係)

別記様式第1号の2(第2条関係)

新潟市廃棄物処理施設附属施設使用料納付期日決定通知書

第 号
年 月 日

様

印

年 月 日付けで申請のあった使用料の納付期日について、下記のとおり決定

したので通知します。

利 用 日 時	年 月 日 曜日 時 分から
	年 月 日 曜日 時 分まで
納 付 期 日	年 月 日
納 付 金 額	円

別記様式第1号の3 (第3条関係)
 別記様式第1号の3(第3条関係)

新潟市廃棄物処理施設附属施設使用料免除申請書

年 月 日

(あて先)

住所(団体にあつては所在地)

申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

下記のとおり使用料の免除を申請します。

区 分	<input type="checkbox"/> 舞平清掃センター附属休憩所	<input type="checkbox"/> 舞平清掃センター附属休憩所 多目的ホール
	<input type="checkbox"/> 亀田清掃センター附属休憩所	<input type="checkbox"/> 亀田清掃センター附属休憩所 多目的ホール

利用期間 年 月 日から 年 月 日まで

使用料の内訳

免除前の額 円 免除申請額 円

免除を必要とする理由

注1 太線の枠内だけ記入してください。
 2 該当する項目の□にレ印をつけてください。

免除の理由

- 市の主催事業
- その他()

免除額の算出

上記のとおり使用料を免除してよろしい
 でしょうか。

処
理
欄

受理： 年 月 日

起案： 年 月 日

決裁： 年 月 日

許可： 年 月 日

別記様式第3号 (第4条関係)

別記様式第3号(第4条関係)

新潟市廃棄物処理施設附属施設使用料還付申請書

年 月 日

(あて先)新潟市長

住所(団体にあつては所在地)

申請者 氏名(団体にあつては名称及び代表者の氏名)
印

電話番号

下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

区 分	<input type="checkbox"/> 舞平清掃センター附属休憩所	<input type="checkbox"/> 舞平清掃センター附属休憩所 多目的ホール
	<input type="checkbox"/> 亀田清掃センター附属休憩所	<input type="checkbox"/> 亀田清掃センター附属休憩所 多目的ホール
利用期間	年 月 日から	年 月 日まで
納入年月日	年 月 日	納入済額 円
還付申請額	円	還付申請額 の内訳 円
還付を受けようとする理由		
還付方法	<input type="checkbox"/> 口座払い 金融機関： 銀行 支店 預金種別： <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号： <input type="checkbox"/> 銀行窓口払い	

注1 太線の枠内だけ記入してください。
2 該当する項目の□にレ印をつけてください。

還付の理由及び額の算出

上記のとおり使用料の還付をしてよろしいでしょうか。

所 長	係 長	担 当	処 理 欄	受理： 年 月 日
				起案： 年 月 日
				決裁： 年 月 日
				許可： 年 月 日

別記様式第5号 (第5条関係)
別記様式第5号 (第5条関係)

申請番号

新潟市廃棄物処理施設附属施設専用利用許可申請書

年 月 日

(あて先)

新潟市廃棄物処理施設附属施設を専用利用したいので下記のとおり申請します。

住 所 (団体にあつては所在地)			
氏 名 (団体にあつては名称及び代表者の氏名)		電話番号	
利 用 日 時	年 月 日 (曜日)	午前 時 分から 午後 時 分まで	午前 時 分まで 午後 時 分まで
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> 舞平清掃センター附属休憩所多目的ホール <input type="checkbox"/> 亀田清掃センター附属休憩所多目的ホール <input type="checkbox"/> 亀田清掃センター附属運動公園運動広場		
利用目的及び内容			
利 用 人 数	人 大人 小人		

注 太線の枠内だけ記入してください。

上記のとおり許可してよろしいでしょうか。

--

処 理 欄	受理： 年 月 日
	起案： 年 月 日
	決裁： 年 月 日
	許可： 年 月 日

別記様式第6号 (第5条関係)
別記様式第6号(第5条関係)

申請番号

新潟市廃棄物処理施設附属施設専用利用変更許可申請書

年 月 日

(あて先)

下記のとおり変更したいので申請します。

住 所 (団体にあつては所在地)			
氏 名 (団体にあつては名称及び代表者の氏名)		電話番号	
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> 舞平清掃センター附属休憩所多目的ホール <input type="checkbox"/> 亀田清掃センター附属休憩所多目的ホール <input type="checkbox"/> 亀田清掃センター附属運動公園運動広場		
許可年月日・番号	年 月 日・許可番号 第 号の変更		
変 更 の 理 由			
項 目	変 更 前	変 更 後	
利 用 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
利 用 時 間	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで	
利用目的及び内容			

注 太線の枠内だけ記入してください。

上記のとおり許可してよろしいでしょうか。

--

処 理 欄	受理： 年 月 日
	起案： 年 月 日
	決裁： 年 月 日
	許可： 年 月 日

別記様式第7号 (第6条関係)

別記様式第7号(第6条関係)

申請番号

新潟市廃棄物処理施設附属施設専用利用許可書

年 月 日
印

下記のとおり附属施設の専用利用を許可します。

住 所 (団体にあつては所在地)			
氏 名 (団体にあつては名称及び代表者の氏名)		電話番号	
利 用 日 時	年 月 日 (曜日)	午前 時 分から 午後 午後	午前 時 分まで
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> 舞平清掃センター附属休憩所多目的ホール <input type="checkbox"/> 亀田清掃センター附属休憩所多目的ホール <input type="checkbox"/> 亀田清掃センター附属運動公園運動広場		
利用目的及び内容			
利 用 人 数	人 大人 小人		
許 可 条 件			

注1 利用の取止め又は変更をする場合は、速やかに連絡してください。

2 利用の際は、この許可書を係員に提示してください。

3 利用を終えた場合は、直ちに原状に回復し、係員の確認を受けてください。

4 浴場を利用する場合は、別に使用料が必要となります。

5 天候等により運動広場の状態が悪い場合は、利用を制限することがあります。

別記様式第8号 (第6条関係)
別記様式第8号(第6条関係)

申請番号

新潟市廃棄物処理施設附属施設専用利用変更許可書

第 年 月 日

印

下記のとおり変更を許可します。

住 所 (団体にあつては所在地)		
氏 名 (団体にあつては名称及び代表者の氏名)	電話番号	
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> 舞平清掃センター附属休憩所多目的ホール <input type="checkbox"/> 亀田清掃センター附属休憩所多目的ホール <input type="checkbox"/> 亀田清掃センター附属運動公園運動広場	
許可年月日・番号	年 月 日・許可番号	第 号の変更
変 更 の 理 由		
項 目	変 更 前	変 更 後
利 用 年 月 日	年 月 日	年 月 日
利 用 時 間	時 分 から 時 分 まで	時 分 から 時 分 まで
利用目的及び内容		
許 可 条 件		

- 注1 利用の取止め又は変更をする場合は、速やかに連絡してください。
 2 利用の際は、この許可書を係員に提示してください。
 3 利用を終えた場合は、直ちに原状に回復し、係員の確認を受けてください。
 4 浴場を利用する場合は、別に使用料が必要となります。
 5 天候等により運動広場の状態が悪い場合は、利用を制限することがあります。

別記様式第9号(第10条関係)
別記様式第9号(第10条関係)

新潟市廃棄物処理施設附属施設指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市廃棄物処理施設附属施設()の指定管理者の指定を受けた
いので、関係書類を添えて申請します。

別記様式第10号 (第12条関係)

別記様式第10号(第12条関係)

第 号

新潟市廃棄物処理施設附属施設使用料徴収事務委託証

氏名又は名称

上記の者に新潟市廃棄物処理施設附属施設()の使用料の徴収事務を委託したことを証明する。

有効期限 年 月 日まで

年 月 日

新潟市長

印

資料 3

新潟市亀田清掃センター附属施設 資料

亀田清掃センター附属施設 年度別利用実績表

休憩所 年度別利用者集計表

(単位:人)

	開館日数	大人 1日券	大人 回数券	大人 計	子供 1日券	子供 回数券	子供 計	多目的 ホール	小計	免除者等	合計	
平成27年度	286	30,574	11,936	42,510	300	39	339	1,145	43,994	7,301	51,295	前指定期間
平成28年度	283	29,975	11,648	41,623	298	26	324	1,190	43,137	6,701	49,838	現指定期間
平成29年度	282	29,124	11,361	40,485	281	14	295	1,222	42,002	7,238	49,240	
平成30年度	282	30,035	11,870	41,905	294	11	305	1,805	44,015	7,194	51,209	
令和01年度	286	28,651	12,701	41,352	250	18	268	1,993	43,613	7,811	51,424	

休憩所 年度別使用料収入表

(単位:円)

	大人 1日券	大人 回数券	大人 計	子供 1日券	子供 回数券	子供 計	多目的 ホール	合計	
平成27年度	6,114,800	2,170,000	8,284,800	30,000	4,000	34,000	83,000	8,401,800	前指定期間
平成28年度	5,995,000	2,122,000	8,117,000	29,800	2,000	31,800	101,000	8,249,800	現指定期間
平成29年度	5,824,800	2,130,000	7,954,800	28,100	2,000	30,100	134,500	8,119,400	
平成30年度	6,007,000	2,180,000	8,187,000	29,400	1,000	30,400	163,500	8,380,900	
令和01年度	5,730,400	2,370,000	8,100,400	25,000	1,000	26,000	167,000	8,293,400	

* 大人回数券は11回2,000円, 小人回数券は11回分1,000円

* 現在の指定管理者の指定期間は平成28年度から令和2年度までです。

運動広場 年度別利用者数表

	野 球		サッカー		その他		合 計		
	チーム	人	チーム	人	チーム	人	チーム	人	
平成27年度	155	1,764	59	1,290	4	95	218	3,149	前指定期間
平成28年度	124	1,363	94	1,620	21	42	239	3,025	現指定期間
平成29年度	141	1,302	86	1,602	2	415	229	3,319	
平成30年度	94	1,097	76	1,545	0	0	170	2,642	
令和01年度	113	1,395	36	765	0	0	149	2,160	

亀田清掃センター附属施設 年度別決算額等

(収入の部)

(単位:円)

大項目	小項目	27年度決算	28年度決算	29年度決算	30年度決算	01年度決算	説明
受託料収入	指定管理料	26,402,000	27,225,000	27,489,000	27,713,000	27,997,912	自主事業充当額を差引後
	その他	0	0	0	0	0	
収入合計 (A)		26,402,000	27,225,000	27,489,000	27,713,000	27,997,912	

(支出の部)

(単位:円)

大項目	小項目	27年度決算	28年度決算	29年度決算	30年度決算	01年度決算	説明
人件費	給与	5,904,000	4,830,529	4,830,529	4,830,529	4,875,200	職員2名、パート2名分
	通勤費	180,350	648,000	648,000	648,000	654,000	
	法定福利費	766,961	413,683	413,683	413,683	417,500	
	管理経費	0	1,646,788	1,646,788	1,646,788	1,662,094	本部負担経費(代勤務等費用)
	(小計)	6,851,311	7,539,000	7,539,000	7,539,000	7,608,794	
事務費	消耗品費	797,074	732,860	850,686	833,063	789,961	事務用品・洗剤・トイレ紙等消耗品
	印刷製本費	0	56,160	0	0	59,400	チラシ作成等
	通信運搬費	197,154	183,899	177,888	169,979	187,009	電話、NHK、HP管理
	租税公課	0	24,000	0	0	0	
	保険料	58,890	58,890	58,890	58,890	58,890	賠償責任保険
	使用料賃借料	188,173	150,273	203,321	231,277	240,025	リース料
	支払手数料	10,368	4,320	0	0	0	
	備品購入費	48,211	0	0	0	0	
	(小計)	1,299,870	1,210,402	1,290,785	1,293,209	1,335,285	
管理費	電気料	5,506,949	4,998,394	5,208,124	5,690,982	5,661,532	
	水道料	2,210,645	1,974,914	2,024,700	2,158,074	2,354,065	
	清掃業務委託料	874,276	874,276	874,276	874,272	882,375	
	廃棄物運搬委託料	45,360	45,360	45,360	45,360	45,780	
	警備委託料	209,304	209,304	209,304	209,304	211,242	
	空気清浄機保守委託料	32,292	0	0	0	0	
	消防設備点検委託料	76,114	64,800	64,800	64,800	65,400	
	空調設備点検委託料	1,516,113	1,527,984	1,527,984	1,527,996	1,542,132	
	浴槽設備点検整備委託料	982,284	1,132,704	1,132,704	1,132,992	1,143,192	
	電気設備点検委託料	153,964	153,964	153,964	153,964	155,390	
	浄化槽管理委託料	202,628	198,936	198,936	198,996	200,778	
	受水槽清掃委託料	68,913	62,208	62,208	61,992	62,784	
	浴槽等水質検査料等	111,085	116,640	116,640	117,000	117,720	
	浴槽配管洗浄業務委託料	123,427	129,600	129,600	129,996	130,800	
	自動ドア保守点検委託料	37,033	37,033	77,760	0	78,480	
	自動制御機器点検委託料	129,600	0	0	129,996	0	
	第二種圧力器点検委託料	129,600	0	136,080	0	137,340	
	樹木・芝生管理費	3,569,141	4,211,460	4,072,680	4,153,680	4,060,010	
	グラウンド整備費	648,000	540,000	610,308	540,000	549,360	
	水路整備	0	108,000	108,000	108,000	104,640	
	遊具臨時点検費	0	0	0	108,000	0	
	修繕費	748,926	1,270,576	1,033,732	1,244,689	979,026	10万円未満修繕(施設維持工事費含む)
	除雪費	85,590	75,114	395,604	0	0	
その他委託料	301,050					その他樹木管理等	
(小計)	17,762,294	17,731,267	18,182,764	18,650,093	18,482,046		
支出合計 (B)		25,913,475	26,480,669	27,012,549	27,482,302	27,426,125	

* 指定管理者の報告に基づき作成した資料です

* 現在の指定管理者の指定期間は平成28年度から令和2年度までです

亀田清掃センター附属施設 年度別電気・水道使用量

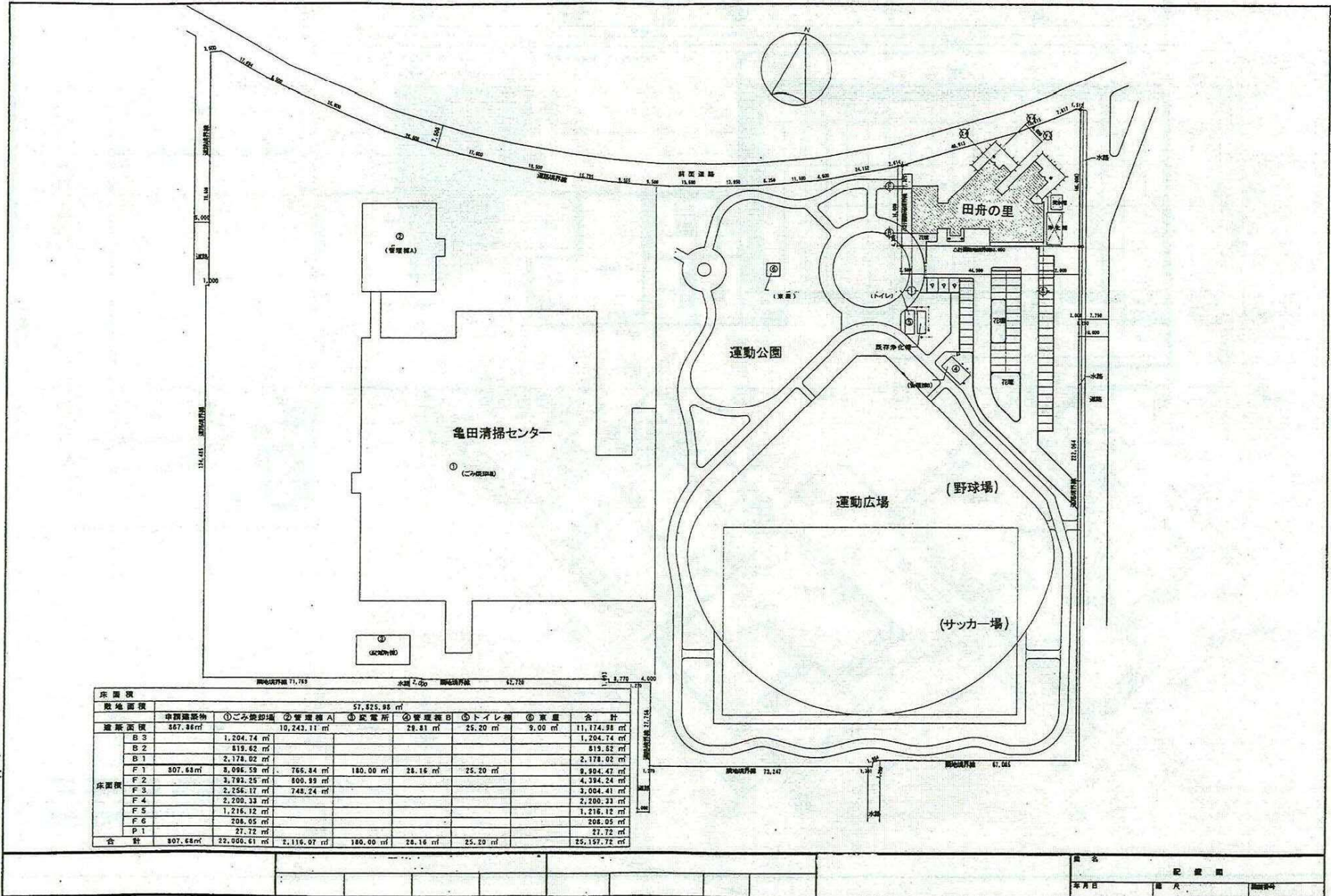
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度
電気 (kWh)	262,331	257,545	248,792	253,584	250,535
水道 (m ³)	12,058	10,887	10,950	11,914	12,719

*開館日数により使用量が変動します。

亀田清掃センター附属休憩所・運動公園 維持補修工事・修繕実施状況

(単位:円)

年度	工事請負費 (1件10万円以上:新潟市)		修繕料 (1件10万円未満:指定管理者)	
	件名	金額	件名	金額
H27	駐車場植生ブロック布設工事	2,484,000	休憩所ベンチ取替	588,195
	グラウンド庇取替工事	723,600	タブノキ支柱交換	97,200
	浴室排気ファン取替工事	594,000	遊具洗浄	59,400
	男女濾過機用ポンプ取替工事	534,600	外16件	279,900
	附属施設上水引込管補修工事	432,000		
	PHW-1温水ポンプ入替工事	432,000		
	運動公園陥没補修工事	426,600		
	濾過機用電動三方弁取替工事	409,320		
	給水ユニット整備工事	189,000		
	年度計	6,225,120	年度計	1,024,695
H28	給水管更新工事	4,514,400	野球スコアボード板面張替	108,000
	グラウンドベンチ更新工事	1,371,600	縁石補修	97,200
	高温水三方弁整備工事	918,000	機械室給湯管漏水補修(床暖系統)	89,100
	配管整備工事	291,600	ボイラー性能検査補修	81,000
	各種ポンプ更新工事	270,000	券売機修理	79,920
			熱源不具合緊急調査	75,600
			風除室蛍光灯器具取替	64,800
			放流ポンプ槽レベルスイッチ交換	54,540
			流水ポンプ槽レベルスイッチ交換	54,540
			サッカーゴール修繕	52,898
		外22件	512,978	
	年度計	7,365,600	年度計	1,270,576
H29	冷却塔整備工事	2,473,200	超音波ポンプ分解整備	98,928
	冷温水発生器整備工事	648,000	熱交換器パッキン交換	89,640
	給湯設備整備工事	453,600	流水ポンプNo.1交換	87,944
	貯湯槽昇温配管補修工事	170,100	除毛器ボルト取替	86,832
			ランナーズ花壇修繕	76,464
			浴室シャワー自閉バルブ・開閉バンド交換	64,800
		外20件	529,124	
	年度計	3,744,900	年度計	1,033,732
H30	冷温水発生器補修工事	837,000	グラウンド・運動公園案内看板設置	179,820
	高圧気中開閉器更新工事	504,360	各種接地抵抗値改修	99,900
	畳補修工事	371,466	ランナーズ花壇修繕	95,580
	構内緑地整備工事	351,000	浄化槽No.2流入ポンプ交換	89,683
	施設案内看板設置工事	120,960	男子塩素注入ポンプヘッド取替	88,236
	駐車場案内看板設置工事	57,240	女子塩素注入ポンプヘッド取替	88,236
			男子浴槽排煙装置修繕	86,400
			男女浴室水栓修理	81,540
			券売機修理	63,720
			温水ヘッダーバルブ取替	54,000
			温水ポンプバルブ取替	54,000
		外13件	263,574	
	年度計	2,242,026	年度計	1,244,689
R1	貯湯槽配管補修工事	198,000	女子浴槽ろ過機温度調節器	99,000
	浄化槽ブロワ更新工事	198,000	クーリングタワー給水管漏水修繕	90,288
			男女ろ過装置タイマー取替	81,400
			複合遊具補修	69,120
			非常放送設備補修	57,200
			券売機修理	57,090
			ソーラー薬注部品更新	55,944
			券売機券ユニット交換	55,000
			浄化槽放流ポンプ槽レベルスイッチ取替	53,460
			外15件	360,524
	年度計	396,000	年度計	979,026

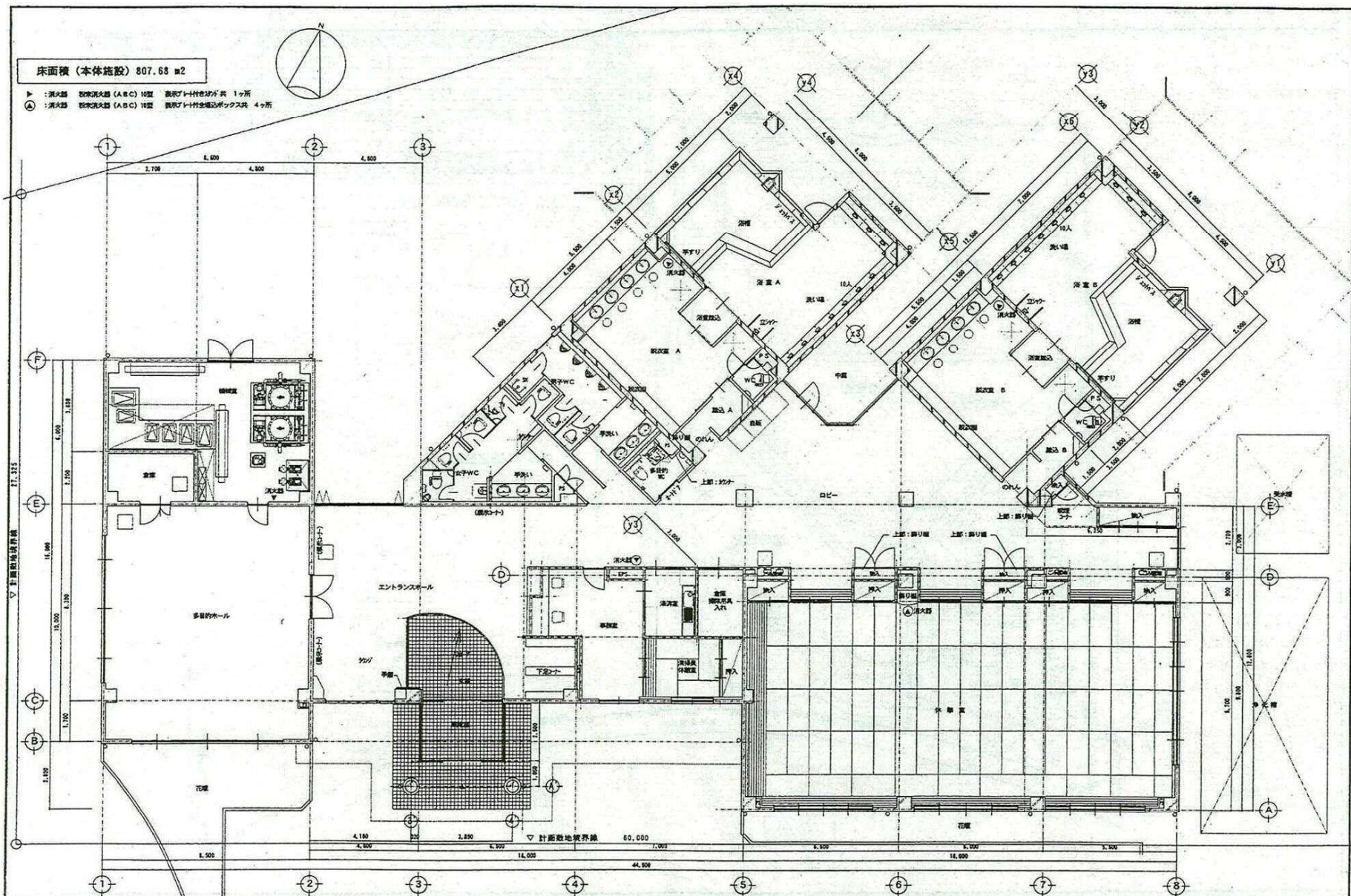
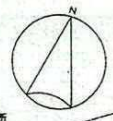


床面積		57,825.98 m ²						
敷地面積	申請建築物	①ごみ焼却場	②管理棟A	③変電所	④管理棟B	⑤トイレ棟	⑥倉庫	合計
	367.96m ²		10,243.11 m ²		29.81 m ²	25.20 m ²	9.00 m ²	11,114.98 m ²
床面積	B 3	1,204.74 m ²						1,204.74 m ²
	B 2	819.62 m ²						819.62 m ²
	B 1	2,178.02 m ²						2,178.02 m ²
	F 1	807.68 m ²	8,096.59 m ²	766.84 m ²	180.00 m ²	28.16 m ²	25.20 m ²	9,904.47 m ²
	F 2		3,792.25 m ²	800.99 m ²				4,593.24 m ²
	F 3		2,256.17 m ²	748.24 m ²				3,004.41 m ²
	F 4		2,200.33 m ²				2,200.33 m ²	
	F 5		1,216.12 m ²				1,216.12 m ²	
	F 6		208.05 m ²				208.05 m ²	
	P 1		27.72 m ²				27.72 m ²	
合計	807.68m ²	22,096.61 m ²	2,116.07 m ²	180.00 m ²	28.16 m ²	25.20 m ²	25,157.72 m ²	

図名
 記号
 年月日
 縮尺
 図面番号

床面積 (本体施設) 807.68 m²

- ▶ : 消火器 乾粉消火器 (A B C) 10型 既設トナリ付台が共 1ヶ所
- Ⓐ : 消火器 乾粉消火器 (A B C) 10型 既設トナリ付多機能ボックス共 4ヶ所



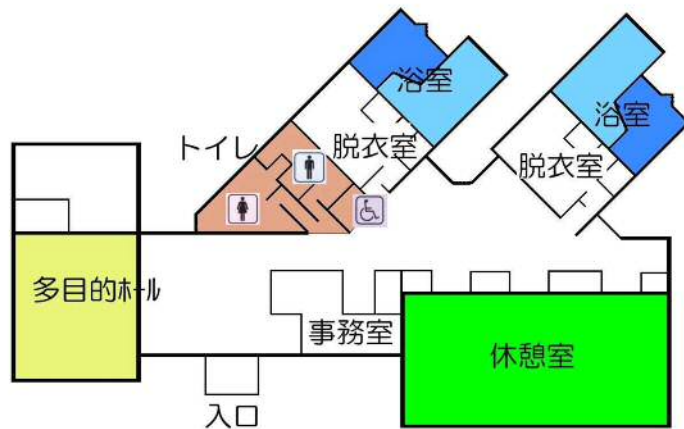
▽ 計画地境界線 60,000

工事名	図名
	平面図
年月日	図入
	縮尺

案内図



田舟の里平面図



施設概要 敷地面積 約2,200㎡ 建物構造 鉄筋コンクリート造り平屋建て
延床面積 808㎡ 駐車場 約60台
開館 平成15年12月20日

田舟の里



新潟市
亀田清掃センター附属休憩所 「田舟の里」
〒950-0162
新潟市江南区亀田 1835 番地 1
TEL (025)382-1566

利用のご案内

田舟の里は、亀田清掃センターの余熱を利用した、お風呂のある休憩施設です。

- 利用料金
- ・大人 200 円
 - ・小人（小学生）100 円（未就学児は無料）
 - ・回数券 大人 11 回券 2,000 円、小人（小学生）11 回券 1,000 円
 - ・多目的ホール 85 ㎡（専用利用 1 時間につき）500 円

開館時間 午前9時～午後5時（入浴は午前10時～午後4時30分）

- 休館日
- ・毎週月曜日 ただし、月曜日が休日に当たるときはその翌日
 - ・12月29日～1月6日
 - ・臨時休館日 都合により休館することもあります。

当施設は亀田清掃センターが廃棄物焼却する際に生じる余熱を利用して給湯をしております。

焼却炉が運転を停止している場合臨時休館とさせていただきます。

- 注意事項
- ・館内はすべて禁酒、禁煙です。
 - ・湯茶はセルフサービスとなっています。
 - ・ごみは必ず持ち帰りください。



浴室

休憩室

85畳



エントランス

ロビー



多目的ホール



資料 4

新潟市舞平清掃センター附属施設 資料

舞平清掃センター附属休憩所 年度別利用者集計表

(単位:人)

	開館日数 (a)	大人 1日券	大人 回数券	大人 計	子供 1日券	子供 回数券	子供 計	免除者等	計 (b)	多目的 ホール	合計
平成27年度	304	11,425	8,479	19,904	250	0	250	1,432	21,586	287	21,873
平成28年度	301	10,712	8,570	19,282	213	0	213	1,301	20,796	394	21,190
平成29年度	300	10,121	9,841	19,962	208	7	215	1,246	21,423	221	21,644
平成30年度	255	8,383	8,391	16,774	189	15	204	969	17,947	83	18,030
令和元年度	305	10,451	10,176	20,627	170	46	216	1,298	22,141	136	22,277

※平成30年度は工事により2カ月間休館(12月・1月)

舞平清掃センター附属休憩所 使用料収入

(単位:円)

	開館日数 (a)	大人 1日券	大人 回数券	大人 計	子供 1日券	子供 回数券	子供 計	多目的 ホール	合計
平成27年度	304	1,142,500	771,000	1,913,500	12,500	0	12,500	30,000	1,956,000
平成28年度	301	1,071,200	805,000	1,876,200	10,650	0	10,650	33,000	1,919,850
平成29年度	300	1,012,100	922,000	1,934,100	10,400	500	10,900	19,500	1,964,500
平成30年度	255	838,300	775,000	1,613,300	9,450	500	9,950	7,000	1,630,250
令和元年度	305	1,045,100	955,000	2,000,100	8,500	3,000	11,500	8,000	2,019,600

※大人回数券は11回分1,000円, 小人回数券は11回分500円

※現在の指定管理者の指定期間は平成28年度から令和2年度までです

※平成30年度は工事により2カ月間休館(12月・1月)

年度別決算額等(舞平清掃センター附属休憩所)

〔収入の部〕

〔単位:円〕

大項目	小項目	H27決算額	H28決算額	H29決算額	H30決算額	R1決算額	備考
受託料収入		11,182,000	11,483,000	12,090,000	11,290,506	12,048,532	R1.10.1から 消費税10%
その他		103,000	10,000	10,000	10,000	10,000	
収入合計(A)		11,285,000	11,493,000	12,100,000	11,300,506	12,058,532	

〔支出の部〕

大項目	小項目	H27決算額	H28決算額	H29決算額	H30決算額	R1決算額	備考
人件費	給料	2,842,150	3,512,072	3,582,396	3,662,840	3,797,902	
	法定福利等	344,802	593,622	607,619	619,983	640,149	
	(小計)	3,186,952	4,105,694	4,190,015	4,282,823	4,438,051	
管理費	清掃料	1,313,820	750,000	750,000	687,500	757,200	
	受水槽清掃費	23,530	40,000	40,000	40,000	40,700	
	浴槽・浴室消毒洗 浄委託料	90,000	50,000	50,000	50,000	50,500	
	除雪費	15,860	18,000	130,000	1,127	1,067	
	給湯機点検委託	30,000	30,000	30,000	30,000	30,500	
	消耗品費	188,350	188,036	166,643	165,151	203,960	
	印刷製本費	44,480	12,100	0	0	0	
	電話料	80,418	82,083	79,360	77,436	79,076	
	損害賠償責任保険料	13,660	13,660	13,660	13,660	13,660	
	テレビ受信料	14,545	14,545	14,545	14,545	14,545	
	(小計)	1,814,663	1,198,424	1,274,208	1,079,419	1,191,208	
光熱水費	電気料	1,188,786	1,208,418	1,363,548	1,254,446	1,090,765	
	熱料費(ガス)	2,029,381	1,744,879	2,142,742	1,812,715	2,311,405	
	水道料	871,752	867,665	900,730	805,701	944,900	
	(小計)	4,089,919	3,820,962	4,407,020	3,872,862	4,347,070	
委託料	警備委託料	194,400	194,400	194,400	194,400	196,200	
	消防設備点検委託料	70,200	70,200	70,200	70,200	71,100	
	浴槽循環配管洗浄 委託料	146,880	146,880	73,440	146,880	148,240	
	貯湯槽清掃委託料	60,480	60,480	60,480	60,480	52,320	
	造園管理委託料	841,000	1,400,216	1,413,380	1,338,831	1,313,720	
	自動ドア保守スポ ット点検委託料	23,760	23,760	23,760	23,760	24,200	
	廃棄物収集処理料	114,880	60,000	60,000	50,000	60,600	
	浴槽水質検査委託料	139,320	129,600	129,600	129,600	130,800	
(小計)	1,590,920	2,085,536	2,025,260	2,014,151	1,997,180		
修繕費	修繕費	159,112	124,632	126,684	91,368	151,584	
	濾過材入替工事	93,960	86,400	0	77,760	0	
	浴槽オゾン発生浄 化装置点検	290,952	0	290,952	0	339,900	
	ガスヒートポンプ整備	0	0	199,800	0	0	
	(小計)	544,024	211,032	617,436	169,128	491,484	
支出合計(B)		11,226,478	11,421,648	12,513,939	11,418,383	12,464,993	

※指定管理者の報告に基づき作成した資料です

※現在の指定管理者の指定期間は平成28年度から令和2年度までです

※平成30年度は工事により2カ月間休憩所(12月・1月)

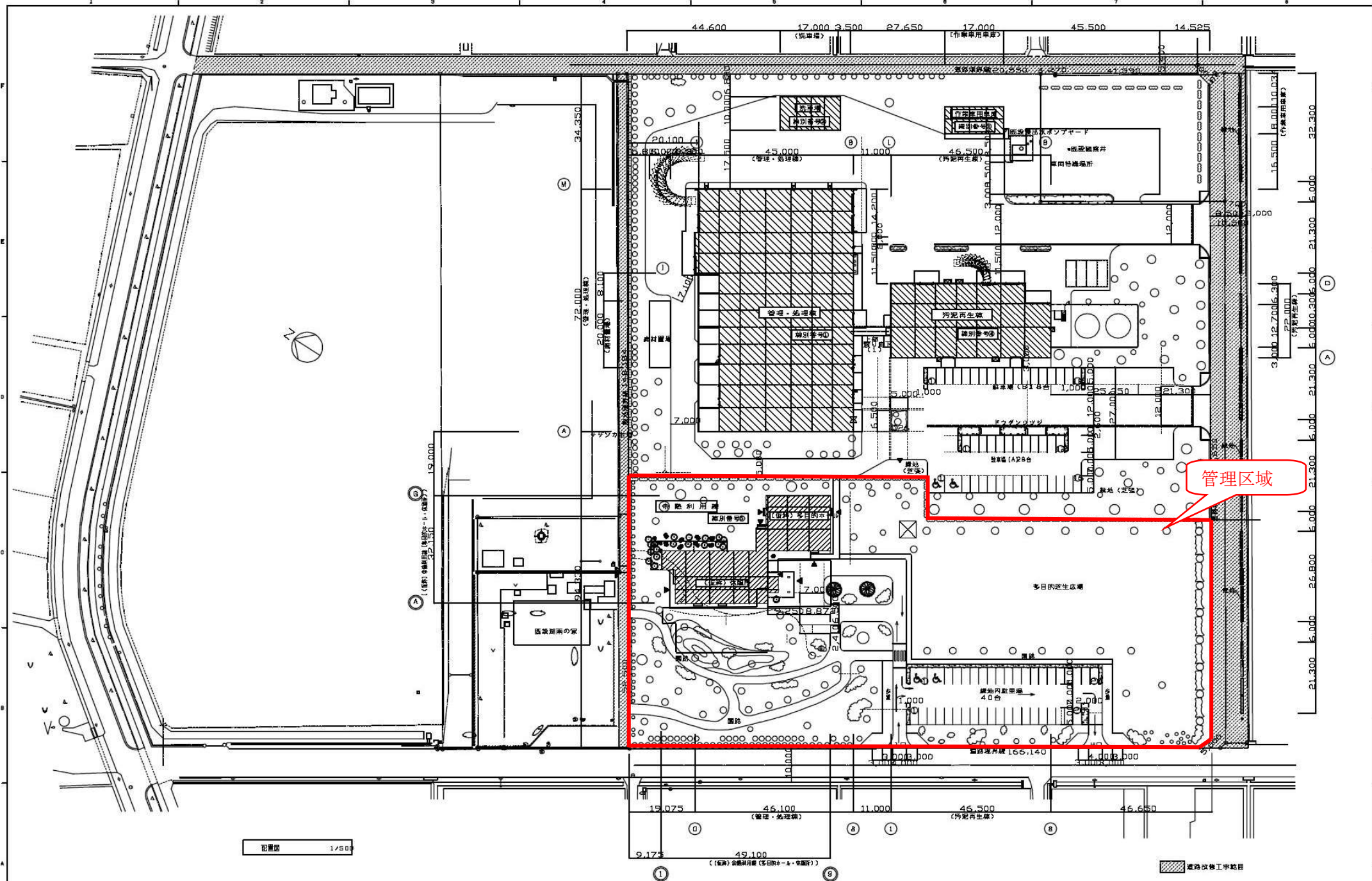
舞平清掃センター附属休憩所
年度別電気・ガス・水道使用量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
電気(kWh)	34,377	37,159	41,040	35,351	29,932
ガス(m ³)	16,453	16,227	18,875	14,943	19,304
水道(m ³)	4,545	4,523	4,701	4,131	4,910

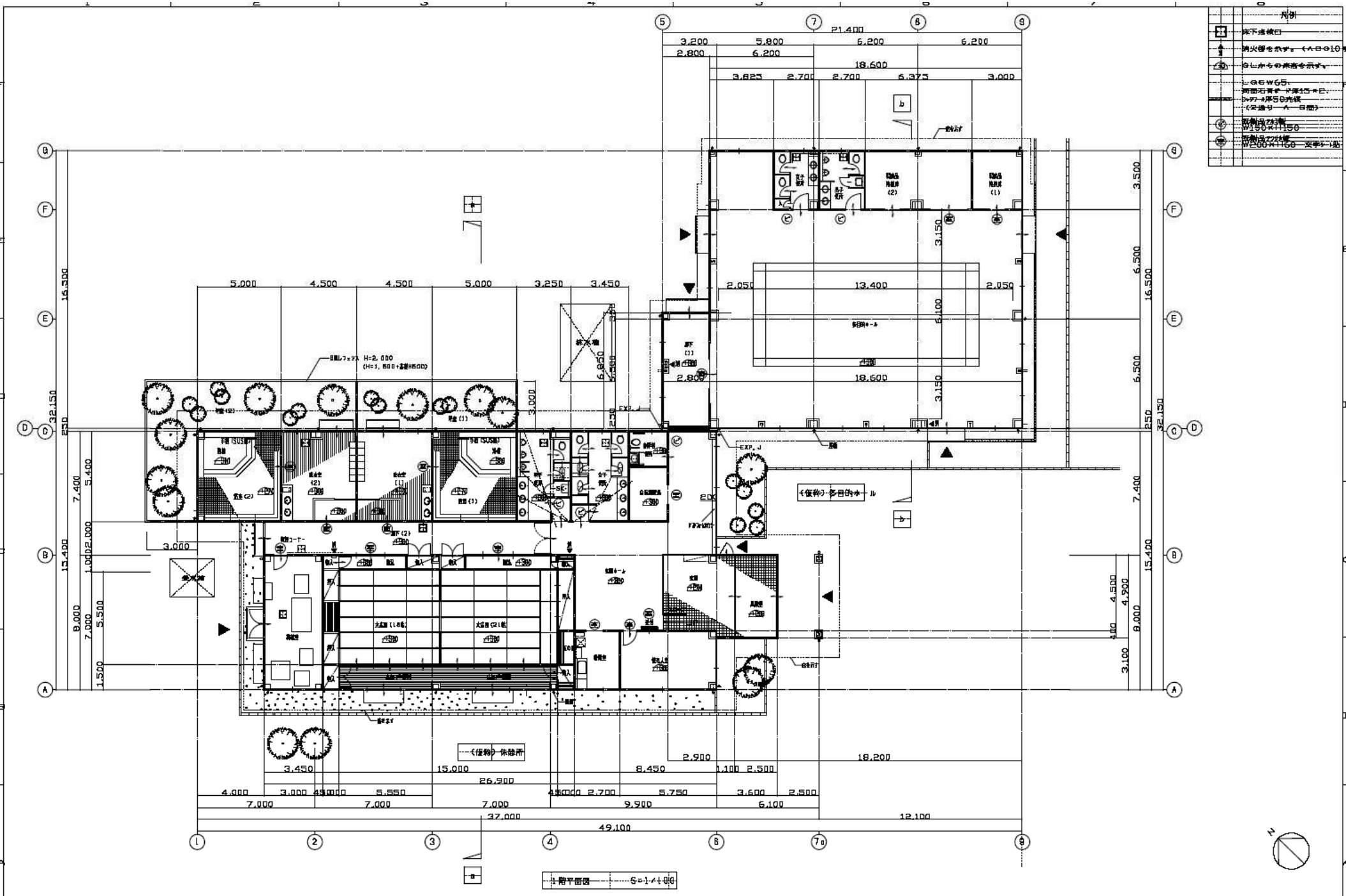
舞平清掃センター附属休憩所 維持補修工事・修繕実施状況

(単位:円)

年度	工事請負費 (1件10万円以上:新潟市)		修繕料 (1件10万円未満:指定管理者)	
	件名	金額	件名	金額
H27	自動ドア用センサー取替工事	263,520	男性トイレ便座取替	34,560
	附属休憩所構内道路標示補修工事	286,200	オゾン発生浄化装置入口電動弁取替	30,240
			芝刈り機修理	9,208
			オオスズメバチ駆除	37,800
			汚水槽ポンプ停止による点検修理	12,960
			男湯シャワーヘッド・ホース取替	11,880
			ガス給湯器制御弁取替	22,464
	年度計	549,720	年度計	159,112
H28	浴場ろ過設備整備工事	194,400	男湯シャワー水栓修理	9,072
	附属休憩所ろ過設備整備工事	160,920	大広間テレビチューナー交換	6,480
			女湯シャワー水栓修理、シャワーヘッド・ホース取替	70,200
			冷水器レバー取替	6,480
			誘導灯バッテリー取替	10,800
			給湯器フィルター修理	21,600
	年度計	355,320	年度計	124,632
H29	男女浴槽目地補修工事	140,400	男性トイレ小便器ピストンバルブ取替	12,744
	附属休憩所玄関前舗装打換補修工事	466,560	男湯浴槽給水用蛇口修理	19,764
	附属休憩所漏水補修工事	972,000	駐車場外灯自動点滅器取替	12,096
	附属休憩所埋設污水配管補修工事	108,000	オゾン発生浄化装置加圧ポンプ修理	49,680
			給湯器給水配管凍結復旧修理	32,400
	年度計	1,686,960	年度計	126,684
H30	附属休憩所チェックバルブ交換補修工事	222,480	券売機修理	31,320
	附属休憩所排煙窓補修工事	102,600	男湯シャワー水栓修理	14,580
	附属休憩所トイレ便座補修工事	96,120	ガス給湯器ヒーターコネクター修理	9,720
	附属休憩所照明更新工事	756,000	ガス給湯器水制御弁取替	35,748
	附属休憩所空気調和設備改修工事	19,334,160		
	年度計	20,511,360	年度計	91,368
R1			男湯シャワーホース取替	15,120
			排水ポンプ不具合点検、ゴミ詰まり除去	71,280
			男湯・女湯洗面水栓修理	32,184
			誘導灯器具交換	33,000
	年度計	0	年度計	151,584



DATE	02.01.29	アウカ工業株式会社	新潟地区応用情報事務所 股 会	NO. 09.12.10	006
FILE	AB07D.DWG		業務 設計 監理 建築	1/500	
PROJECT	新潟県立総合病院 (仮称) 新潟県立総合病院再生処理センター建設工事			配 置 図	
REVISION				ATE340B9	AA0807



凡例	
[Symbol]	扉下透視口
[Symbol]	防火扉を有する扉
[Symbol]	ガラスの両面表示
[Symbol]	ガラスの片面表示
[Symbol]	ガラスの両面表示 (ガラスの両面表示)
[Symbol]	ガラスの片面表示 (ガラスの片面表示)
[Symbol]	ガラスの両面表示 (ガラスの両面表示)
[Symbol]	ガラスの片面表示 (ガラスの片面表示)
[Symbol]	ガラスの両面表示 (ガラスの両面表示)
[Symbol]	ガラスの片面表示 (ガラスの片面表示)

舞平清掃センター附属休憩所



この施設は、隣接する舞平清掃センターの汚泥再生処理工程で発生する「メタンガス」を熱源として有効利用しています。

《施設概要》

男女浴室、休憩室（21+18畳）、湯沸かしコーナー、自動販売機
多目的ホール（各種会議、バドミントン、卓球、エアロバイク）

《利用料金》

- ☆大人 100円（中学生以上）
- ☆小人 50円（未就学児は無料）
- ☆回数券 11枚／大人 1,000円、小人 500円
- ☆多目的ホール（専用利用1時間につき） 500円

《開館時間》

午前10時～午後5時（入浴は午前11時～午後4時30分）



《休館日》

- ☆毎週月曜日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）
- ☆休日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たる場合は、その直近の火曜日）
- ☆12月29日～1月3日
- ☆臨時休館日 都合により休館することもあります。

《注意事項》

- ☆館内はすべて禁酒・禁煙です。
- ☆湯茶（お湯）はセルフサービスとなっています。
- ☆ごみは必ずお持ち帰りください。



【舞平清掃センター附属休憩所】

〒950-0329 新潟市江南区平賀161番地1 電話(025)280-7635

新潟市が設置した「舞平清掃センター附属休憩所」は、指定管理者である「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」が管理運営を行っております。

連絡先 指定管理者 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 電話(000)000-0000
新潟市環境部 循環社会推進課 舞平清掃センター 電話(025)280-3131